

<資 料>

資料 1 東大阪市民健康づくり推進協議会規則

資料 2 東大阪市民健康づくり推進協議会委員名簿

資料 3 健康トライ 21 市民連絡会会則

資料 4 健康トライ 21 市民連絡会グループ一覧

資料 5 東大阪市健康増進計画庁内連絡会設置要綱

資料 6 東大阪市健康増進計画「健康トライ 21（第 2 次）」
中間評価のための調査

資料 7 東大阪市健康増進計画「健康トライ 21（第 2 次）」
中間評価のための調査結果

○東大阪市民健康づくり推進協議会規則

平成25年3月31日東大阪市規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年東大阪市条例第15号）第2条の規定に基づき、東大阪市民健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 市内の健康づくり関係団体の代表者
- (4) 公募に応じた者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定による委嘱後最初の協議会の招集及び会長が選出されるまでの間における協議会の運営は、市長が行う。

東大阪市民健康づくり推進協議会委員名簿

(50音順)

任期 平成29年9月1日～平成31年8月31日

委員名	団体・役職名		協議会 役職
新崎 国広	国立大学法人 大阪教育大学	教授	
粟津 誠之	布施薬剤師会	副会長	
石田 佳久	東大阪市こころの健康推進連絡協議会	委員	
大久保 芳明	一般社団法人 枚岡医師会	会長	
小川 清二	一般社団法人 東大阪市東歯科医師会	会長	副会長
鎌田 猶子	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会	理事	
木下 令	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会	東地区会長	
小西 直子	東大阪労働団体連絡協議会	委員	
小堀 久美枝	東大阪市食生活改善推進協議会	会長	
清水 隆行	一般社団法人 東大阪市西歯科医師会	会長	
住山 仁美	NPO 法人 東大阪イボラサリネットワーク	副理事長	
千原 郁子	公募委員		
辻村 隆子	東大阪市PTA協議会	学校園委員会 委員長	
津森 孝生	一般社団法人 河内医師会	会長	
内藤 義彦	武庫川女子大学	教授	会長
中尾 佳英	河内薬剤師会	理事	
中西 忍	一般社団法人 布施医師会	会長	副会長
中濱 萬年	東大阪市老人クラブ連合会	副会長	
永見 恵子	東大阪市自治協議会	会計	
成林 能理子	東大阪市スポーツ推進委員協議会	副会長	
西尾 直樹	東大阪市意岐部地域人権協会	事務局長	
橋詰 博之	公募委員		
濱谷 和也	東大阪商工会議所	副会頭	
南 高明	東大阪市青少年指導員協議会	会長	
向井 容子	東大阪地域活動栄養士会	顧問	
山岡 信也	枚岡薬剤師会	会長	
山本 紗弓	大阪府助産師会（中河内ブロック東大阪班）	会員	

平成29年9月1日時点

健康トライ21市民連絡会 会則

(名称及び事務局)

第1条 この会の名称を東大阪市健康増進計画「健康トライ21」市民連絡会(以下本会という)とする。

2 本会は事務局を健康づくり課に置く。

(目的)

第2条 本会は行政と協働により健康トライ21の推進を行う事を目的とする。

(会員)

第3条 保健センターが育成、活動支援をしているグループ(会員)(所属グループ)及び地域で健康づくりに取り組むグループ(会員)(賛助グループ)により組織する。

(活動)

第4条 本会は第2条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 本会与行政との協働事業の企画運営
- (2) 会員・グループ間の情報交換及び交流
- (3) その他目的達成に必要な活動

(全体会)

第5条 全体会は毎年3回以上開催するものとし会長がこれを招集する

2 議長は会長がこれにあたる。ただし会長が指名した者がこれにあたること
ができる。

3 全体会は会員の過半数の出席(委任状を含む、以下同じ)により成立し議
決は出席の過半数の賛成によるものとする

(役員を選出、任期)

第6条 役員は全体会において会員の互選により選出する

2 その任期は2年とし再任は妨げない

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 幹事 | 若干名 |

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長 本会を代表して全ての会務を統括する
 - (2) 副会長 会長を補佐し会長に不都合が生じた時は、その任務を代行する(複数の場合は会長から指名された順位によるものとする)
 - (3) 幹事 会の活動を担当する
- (役員会)

第9条 必要に応じ協議して会の運営に当たる。

2 成立要件及び議決は第5条3項に準じる。

(相談役、顧問)

第10条 役員会が必要と認めた時は相談役、顧問を置くことができる。

(入会、退会)

第11条 新たに入会する場合は、役員会の承認を得た上入会する事ができる。

2 会員の活動、運営が不可能になった場合は書面にて申し出て、役員会の承認を得た上退会できる。

(会則の改廃)

第12条 本会の会則の改廃は全体会の議決によらなければならない。

(雑則)

第13条 本会の活動遂行に必要な細則は役員会で定める事が出来る。

(補則)

第14条 本会則に明文の定めが無い事項については、本会における従来の慣習によるほか、役員会において処理するものとする。

付則

この会則は平成28年 1月29日に制定実施する。

1. 所属市民グループ（18グループ）

市民グループ名	活動内容	問合せ先
調楽会	調理実習を主体に健康づくりを実践	東保健センター
つくしんぼ会	介護予防教室や高齢者施設におけるボランティア活動を実施	
やまなみ歩こう会	生駒山麓を中心に健康ウォーキングの実践	
リフレッシュ21	口腔体操・乳がん自己検診・骨密度等についての啓発活動を実施	
健推会	メタボ予防・がん検診受診率アップのための啓発活動を実施	
きらりウォーク	健康ウォーキングの実践と、ウォーキング初心者支援のボランティア活動の実施	中保健センター
まちづくり応援隊	運動教室の企画運営を中心に健康トライ21の啓発活動を実施	
劇団くりーん	劇・人形劇という手段を用いて、禁煙・生活習慣病予防等の啓発活動を実施	
男のシニア料理会	男性による食に関する実践と普及啓発活動を実施	
ラジオ体操の会	正しいラジオ体操を学び、普及啓発活動を実施	
健康トライ応援隊	メタボ予防・女性のがん予防・つくく体操の普及啓発活動を実施	西保健センター
やまぶみ企画運営委員会	生駒山を主として近畿近郊の健康ウォーキングの実践	
食生活改善推進協議会	食育・食文化の継承を推進するためのボランティア活動を実施	健康づくり課
地域活動栄養士会	食育の推進活動と、食生活に関する講話や調理実習を実施	
断酒会	アルコールの害についての啓発活動を実施	
水中ウォーキング同好会	水中ウォーキングの実践と保健所の事業協力を実施	
楠いけいけ会	禁煙の啓発活動と、会員の健康維持のための戸外活動を実践	
折鶴	折り紙を通しての介護予防等のボランティア活動を実施	

2. 賛助グループ（5グループ）

グループ名	活動内容
命の輝き共生の森計画推進協議会	自然の生態系を有した市民の憩い・環境教育・エネルギー開発実験等ができる森を作り、日本一長い自然博物館づくりを目指している
花園ラグビー場ラジオ体操みんなの体操会	毎朝、花園ラグビー場にてラジオ体操を実施
ニコニコ体操	角田総合老人センターで河内音頭、ペットボトルを持ってのストレッチ体操、ラジオ体操などを毎月1回実施
新池島まちづくり研究会ラジオ体操の会	毎朝、新池島ふれあい公園にてラジオ体操を実施
竹とんぼ	瓢箪山を中心に、バトン運動や健脳エクササイズ等の健康増進普及活動や子育て支援活動等を実施

東大阪市健康増進計画庁内連絡会設置要綱

(目的)

第1条 健康増進法に基づき、東大阪市民がともに支えあい、健康で心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざし、健康増進に関する施策の総合的かつ効果的な実現に向けて庁内組織の連携を図ることを目的に、東大阪市健康増進計画庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民等の健康増進に関する庁内の連携及び情報交換について
- (2) 市民等の健康増進に関する課題の検討について
- (3) 市民等の健康増進に関する施策の推進について

(構成)

第3条 庁内連絡会は別表に掲げる組織の所属長が指名する職員をもって構成する。

(会議)

第4条 庁内連絡会は健康づくり課長が招集し、健康づくり課長が指名する職員が主宰する。

(他部局の出席)

第5条 庁内連絡会は、必要に応じて別表以外の組織に属する職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 庁内連絡会の事務局は、健康部健康づくり課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

協働のまちづくり部	市民協働室
市民生活部	保険管理課
経済部	労働雇用政策室
福祉部	福祉企画課
	生活福祉室
	障害施策推進課
	地域包括ケア推進課
子どもすこやか部	子育て支援課
教育委員会	学校教育推進室
	青少年スポーツ室
健康部	地域健康企画課
	環境業務課
	健康づくり課
	母子保健・感染症課
	東保健センター
	中保健センター
	西保健センター

東大阪市健康増進計画「健康トライ21（第2次）」中間評価のための調査

【調査についてのお願い】

市民のみなさまには、日頃から市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。さて、健康で生きがいのある人生を送ることは、私たちみんなの願いです。健康づくりは、市民のみなさま、ひとりひとりが主体的に取り組むとともに、社会全体が個人の健康づくりを支援していくことが大切です。

このため東大阪市では、平成25年3月に東大阪市健康増進計画「健康トライ21（第2次）」を策定し、推進につとめてまいりました。このたび「健康トライ21（第2次）」の中間評価を行うために、市民のみなさまの健康づくりに関する実態について、調査をすることになりました。

この調査は、本市にお住まいの満20歳以上の方、約2400人を無作為に選ばせていただいております。ご面倒をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただきご協力くださるようお願いいたします。

なお、ご回答いただきました内容は、すべて統計的に処理し、個人の意見が他人にもれたりご迷惑をおかけすることはございません。あなたのご意見等を率直にご回答くださいますようお願いいたします。

平成29年5月

東大阪市長 野田 義和

記入についてのお願い

1. 答えは、必ず宛名のご本人がご記入ください。
2. それぞれの質問に対し、当てはまる番号あるいは箇所に○をつけてください。
3. ご記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒（切手は不要です）に入れ **6月2日（金）** までにポストに投函してください。
4. 封筒にあなたの住所、氏名をご記入いただく必要はありません。
5. 調査についての質問がありましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】 東大阪市保健所健康づくり課 健康トライ21担当

電話 072-960-3802

FAX 072-960-3809

あなた自身について、おたずねします。

問1. 性別 ① 男 ② 女

問2. 年齢 ① 20代 ② 30代 ③ 40代 ④ 50代 ⑤ 60代 ⑥ 70代

問3. 職業 ① 会社員 ② 自営業 ③ 学生 ④ 家事従事者
⑤ その他の有業者(パート・アルバイト) ⑥ 無職(学生・家事従事者以外の無職)

食生活について、おたずねします。

問4. あなたの食生活について、以下のうち当てはまる項目すべてに○をつけてください。

- ① 漬物、梅干、つくだ煮のどれかを、ほぼ毎日食べる。
- ② 味噌汁、すまし汁、スープなどを、1日2回以上飲む。
- ③ 塩鮭、アジの開き、みりん干し、ちりめんじゃこ、たらこ、いくらなど塩干物のどれかをほぼ毎日食べる。
- ④ ハムやソーセージ、ちくわかまぼこなど加工品のどれかを、ほぼ毎日食べる。
- ⑤ どんぶり物、寿司、炊き込みご飯などのどれかを、週1回以上食べる。
- ⑥ うどん、そば、ラーメンなどのめん類の汁を、半分以上飲む。
- ⑦ 食卓でしょうゆやソースをかけることが、ほぼ毎日ある。
- ⑧ 外食や、市販弁当、市販惣菜などを、ほぼ毎日利用している。

問5. あなたは、果物をどのくらいの頻度で食べていますか。

- ① ほとんど毎日 ② 週4～5回 ③ 週2～3回 ④ 週1回または食べない

歯・口腔の健康づくりについて、おたずねします。

問6. あなたは、以下の症状がありますか。

- 1) 歯ぐきが、はれている ① いつも ② ときどき ③ はれていない
- 2) 歯をみがいた時に血が出る ① いつも ② ときどき ③ 出たことはない

問7. あなたは、この1年間に、歯の健康づくりのために歯科健康診査や専門家による口腔ケア（歯面の清掃、歯石の除去、入歯の調整など）をどれくらいの頻度で受けましたか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけてください。※むし歯の治療などの際に、併せて受けた口腔ケアも含みます。

- ① 半年に1回以上 ② 1年に1回程度 ③ 受けていない

問8. あなたは、健康で快適な生活を送るために、歯や口の健康管理はどの程度大切だと思いますか。

- ① とても大切 ② まあまあ大切 ③ 必ずしも大切でない ④ わからない

あなたの健康状態についておたずねします。

問9. あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。 ① ある ② ない

がん検診について、おたずねします。

問10. あなたの過去1年間（乳がん・子宮がんについては過去2年間）のがん検診受診について、あてはまるところに○印をつけてください。

検診名	受診状況 受けていない	受けた					わからない
		※市の検診	職場検診	人間ドック	医療機関	その他	
1) 胃がん検診							
2) 大腸がん検診							
3) 肺がん検診							
4) 乳がん検診							
5) 子宮がん検診							

※市の検診とは、「東大阪市がん検診受診証」または「東大阪市健康診査受診証」の提示をし、受ける検診のことです。

たばこについて、おたずねします。

問11. 受動喫煙についてお聞きします。

あなたは、この1か月間に自分以外の人が吸っていた、たばこの煙を吸う機会（受動喫煙）がありましたか。次のアからオの質問について、あてはまる場所を選んで、○印をつけてください。

	1 ほぼ毎日	2 週に数回	3 週に1回	4 月に1回	5 全くなかった	6 行かなかった
ア 家庭						
イ 職場						
ウ 飲食店						
エ 遊技場 (ゲームセンター、パチンコ、競馬場など)						
オ 公共交通機関(駅、バス停など)						

休養・こころの健康づくりについて、おたずねします。

問12. あなたは、睡眠で休養が充分とれていますか。

- ① 充分とれている ② まあまあとれている
③ あまりとれていない ④ ほとんどとれていない

問13. あなたは、過去30日の間に、どれくらいの頻度で次のことがありましたか。

1) 神経過敏に感じましたか。

- ① 全くない ② 少しだけ ③ ときどき ④ たいてい ⑤ いつも

2) 絶望的だと感じましたか。

- ① 全くない ② 少しだけ ③ ときどき ④ たいてい ⑤ いつも

3) そわそわ、落ち着かなく感じましたか。

- ① 全くない ② 少しだけ ③ ときどき ④ たいてい ⑤ いつも

4) 気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか。

- ① 全くない ② 少しだけ ③ ときどき ④ たいてい ⑤ いつも

5) 何をするのも骨折りだと感じましたか。

- ① 全くない ② 少しだけ ③ ときどき ④ たいてい ⑤ いつも

6) 自分は価値のない人間だと感じましたか。

- ① 全くない ② 少しだけ ③ ときどき ④ たいてい ⑤ いつも

地域とのつながりについて、おたずねします。

問14. あなたのお住まいの地域についておたずねします。次のア、イの質問について、あてはまる
ところを選んで、○印をつけてください。

	1. 強くそ う思う	2. どちらか といえばそ う思う	3. どちらと もいえない	4. どちらか といえばそ う思わない	5. 全くそ う思わない
ア. あなたのお住まいの地域の 人々は、 <u>お互いに助け合っている</u>					
イ. あなたは地域の人々と、 <u>お互 いに助け合いたい</u> と思っている					

あなたは、以下の言葉について、知っていますか。

問15. COPDとは、「たばこが主な原因でおこる、息切れなどが主な症状の肺の病気」です。あなた
は、この「COPD」という言葉を知っていましたか。

- ① 言葉も意味も知っていた ② 言葉は知っていたが、意味は知らなかった
③ 言葉も意味も知らなかった (今回の調査で初めて聞いた場合を含む)

問16. ロコモティブシンドロームとは、「骨・関節・筋肉などの働きがおとろえることによって、
介護が必要になる危険の高い状態」のことです。

あなたは、この「ロコモティブシンドローム」という言葉を知っていましたか。

- ① 言葉も意味も知っていた ② 言葉は知っていたが、意味は知らなかった
③ 言葉も意味も知らなかった (今回の調査で初めて聞いた場合を含む)

資料7

東大阪市健康増進計画「健康トライ21（第2次）」中間評価のための調査結果

・平成29年5月に満20歳以上満79歳以下の市民をA～G地域ごとに無作為に抽出して、2,400人にアンケート(資料6参照)を送付し、882人(36%)の回収結果を問ごとに集計したものをまとめた。

問1. 性別

男性	女性	不明	合計
393	486	3	882

問2. 年齢

20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	合計
79	99	165	135	180	222	2	882

問3. 職業

会社員	自営業	学生	家事従事者	その他の有業者	無職	不明	合計
258	80	19	176	160	172	17	882

問4. 食生活について

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
298	91	116	161	285	398	258	170

問5. 果物を食べる頻度

ほとんど毎日	週4～5回	週2～3回	週1回・食べない	不明	合計
206	63	217	387	9	882

問6. 歯の症状について

1) 歯ぐきのはれ

いつも	ときどき	はれていない	不明	合計
28	226	555	73	882

2) 歯をみがいた時の出血

いつも	ときどき	出たことがない	不明	合計
26	434	363	59	882

問7. 歯科健康診査や専門家による口腔ケアの実施頻度

半年に1回以上	1年に1回程度	未受診	不明	合計
334	208	333	7	882

問8. 口腔ケアの大切さ

とても大切	まあまあ大切	必ずしも大切でない	わからない	不明	合計
588	254	15	21	4	882

問9. 健康上の問題

ある	ない	不明	合計
256	610	16	882

問10. がん検診受診状況

	未受診	受診					わからない	不明	合計
		市の検診	職場検診	人間ドック	医療機関	その他			
胃がん	536	50	44	60	101	3	6	82	882
大腸がん	534	58	41	56	90	6	3	94	882
肺がん	562	54	38	54	50	4	3	117	882
乳がん	270	67	18	33	46	3	2	47	486
子宮がん	251	67	17	29	66	0	4	52	486

問11. 受動喫煙について

	ほぼ毎日	週に数回	週に1回	月に1回	全くなし	行かなかった	不明	合計
家庭	131	32	11	14	473		221	882
職場	104	63	19	27	311	73	285	882
飲食店	36	51	77	190	260	40	228	882
遊技場	18	30	41	50	194	228	321	882
公共交通機関	19	35	40	94	303	73	318	882

問 12. 睡眠での休養

充分とれている	まあまあとれている	あまりとれていない	ほとんどとれていない	不明	合計
145	493	215	27	2	882

問 13. 過去 30 日間の状態の頻度

	全くない	少しだけ	ときどき	たいてい	いつも	不明	合計
神経過敏	210	256	171	32	26	187	882
絶望的	585	165	84	23	5	20	882
そわそわ	468	251	113	21	9	20	882
気分の沈み	407	276	133	34	11	21	882
おっくう	399	291	121	32	16	23	882
価値がない	541	186	90	23	19	23	882

問 14. 地域とのつながり

	強く思う	どちらかといえ ば思う	どちらとも いえない	どちらかといえ ばそう思わない	全く思わ ない	不明	合計
助け合っている	51	327	304	104	76	20	882
助け合いたい	118	423	224	60	31	26	882

問 15. COPD について

言葉も意味も 知っている	言葉は知っている が意味は知らない	言葉も意味も 知らない	不明	合計
170	85	612	15	882

問 16. ロコモティブシンドローム（運動器症候群）について

言葉も意味も 知っている	言葉は知っている が意味は知らない	言葉も意味も 知らない	不明	合計
170	116	582	14	882